鳥取市街なか居住支援事業

のご案内

・中心市街地では、空き家の増加や住宅の 解体撤去後駐車場となる状況が進行して います。

中心市街地を再生するためには、街の魅力を高め人の流れを生むことと、そこに住む人を増やすことが必要です。

本市では、中心市街地区域(右図)限定で 街なか居住支援事業を創設しています。 是非ご活用いただき、街なか暮らしを実 現してください!



名称	街なか空き家改修支援事業 平成25年度新規創設
概要	空き家の利活用の促進と、居住人口の増加を図るため、空き家を改修する費 用の一部を補助します。
対象者	空き家の <u>購入者、賃貸人、所有者等の承諾を得た賃借人</u> で自ら空き家を改修する方。 ○購入者 空き家を自ら居住目的に購入する者で売買契約締結の日から3月以内の者をいう。 ○賃貸人 空き家を新たな居住者に賃貸する者をいう。 ○賃借人 空き家を自ら居住目的に賃借する者で賃貸借契約締結の日から3月以内の者をいう。
空き家居住者に対する要件	以下のすべての要件に該当することが必要です。 〇18歳以上45歳未満の者が世帯当たり1名以上入居していること。 〇中心市街地外より中心市街地に転入すること。 〇鳥取県内の別の地域から中心市街地へ転入する場合は、転入前の居住地域(町又は部落等)の高齢化率(居住地域の65歳以上の人口が、居住地域の総人口に占める割合)が転入先の高齢化率と比較して低いこと。 〇地域の自治会に加入すること。
補助対象経費	住宅の機能向上のために行う改修工事 (総額50万円以上の工事であること)
補助内容	補助対象経費×1/5(20%)かつ戸あたり50万円を限度とします。 (予算の範囲内)

※本支援事業における「空き家」とは・・・

鳥取市中心市街地区域内に存する専用住宅(居住の用に供する部分の床面積が全体の2分の 1を超える併用住宅を含む。)で、一定の期間(約6月間)居住者のいない一戸建てのもの をいう。 裏面に続く⇒

名称	定期借権利用促進事業	コーポラティブ住宅 整備促進事業	アドバイザー派遣 支援事業	コーディネーター料 支援事業
概要	定期借地権方式による 土地活用の普及を促進 するため、低未利用地 に定期借地権方式で住 宅を建設させる土地所 有者に対して一定期間、 当該土地の固定資産税 等相当額を補助します。	コーポラティブハウスの 促進を図るため、住宅 を建設する組合に対し、 コミュニティの場となる 共同通行部分などの <u>共</u> 同施設整備費の一部 を助成します。	コーポラティブ方式 及び定期借地権に 式の活用、共同に よる建替え・改修、 その他低未利しよう を宅地に転換し、 <u>ノ</u> ウハウを持つアド バイザーを派遣し、 円滑な事業の推進 を図ります。	コーポラティブ方式で住宅を建設する組合に対し、入居者間の調整を図るために必要なユーディネート料の助成を行います。
	低未利用地に定期借地 権方式で住宅を建設さ せる土地所有者	コーポラティブハウスを 建設する居住者組合	事業を行なう者	コーポラティブハウスを 建設する居住者組合
補助 対象 経費	当該土地の固定資産税、 都市計画税の年間支払 い合計額	共同施設(通路・緑地・ 広場、供給処理施設、 共用通行部分 (廊下・ 階段・EV等)の整備) に要する費用	アドバイザー報償 費、交通費	組合がコーディネー ターに支払う報酬
補助内容	住宅建設を完了し固定 資産税等の課税を受け た最初の年度から起算 して最長5年間とします。 (予算の範囲内)	補助対象経費×2/3 以内、かつ、戸当たり 100万円を限度としま す。 (予算の範囲内)	1事業に対し、6回 を上限とします。 (予算の範囲内)	戸当たり20万円を限 度とします。 (予算の範囲内)

※「低未利用地」とは・・・

空き地、青空駐車場、空き家、空き店舗等、有効に利用されていない土地

※事業によっては、この資料に記載していないさまざまな要件を満たしていただく 必要があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 鳥取市 都市整備部 中心市街地整備課

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116

TEL (0857)-20-3276 FAX (0857)-20-3048

E-mail shigaichiseibi@city.tottori.lg.jp



◎支援事業のご紹介⇒

http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1330404996447/index.html

<u>街なかの物件探し、土地・空き家の活用は、住もう鳥取ネットにご相談ください</u>

居住希望者、供給者(空き家、空き地所有者等)、事業者等を結ぶネットワークです。鳥取市が (社)鳥取県宅地建物取引業協会東部支部に委託して、運営しています。専門の相談員が、皆様の住まいをサポートしますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先

住もう鳥取ネット(鳥取県宅地建物取引業協会東部支部内) 〒680-0036 鳥取市川端2丁目125 鳥取不動産会館1階 (電話) 090-2299-4585 (FAX) 0857-27-1854 (E-mail) kasseika-t@tottori-takken.or.jp (ホームページ) http://www.ietoti.jp/tobu/sumo/slide00.html